

1. 第3次総合計画における施策の体系									
目指す都市像(政策)	番号	2	名称	福祉と健康づくりで明るいまち					
施策	番号	9	名称	障がい者自立支援体制の充実					
主担当部	福祉部		主担当課	障がい福祉課			部長名	福井和夫	
関係部	健康部		関係課	保険医療課					
2. 施策の基本方針(第3次総合計画の基本方針をもとに記入する)									
この施策の目的	障害者自立支援法に基づく自立支援給付のサービス及び地域生活支援事業のサービスを実施することにより、障がいのある人が、必要な支援を自らの意思で選択し、受けることができるよう、障がい福祉サービスを提供する体制を充実し、障がいのある人の自立を促進することを目的とする。								
3. 施策の現状分析(第3次総合計画の現状と課題をもとに記入する)									
この施策の概況	この施策に対する市民ニーズなど、具体的な事項について				社会環境や国・県の動向など、施策を取り巻く環境について				
	障がいのある人及び障がいそのものに対する理解や認識は依然不足している。障がいのある人が生活をしていく上で、悩みや課題を解決できるよう、家族を含めての相談体制を充実させていくことや、その適性や能力に合った就労ができるよう、関係機関との連携を強化していくことが求められている。				障がいのある人及び障がいそのものに対し、地域や職場等における無理解や偏見があるのが現状である。平成25年4月に障害者総合支援法が整備され、難病患者を新たに加えるなどの改正を行ったが、制度そのものは従来の障害者自立支援法のとおりであると言える。障害者自立支援法は、就労自立支援の強化や地域移行の促進を基軸に、障がいの種類によらず一元化した制度とされたものである。				
これまでの成果	法律をはじめ、橿原市第3期障がい福祉計画(平成24年度～26年度)に沿って事業を実施してきた。また、障害者自立支援法の規定に基づき、公正で平等な制度実施を確実に進めてきた。さらに、不正受給等に対しては適切に対処するとともに、親切で丁寧な窓口対応や電話対応に努めることで、利用者の満足度を高めるよう努めてきた。								
4. 指標及びコストの推移									
指標の推移	名称及び単位等	23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	備考欄	
		実績	目標	実績	目標	目標	目標		
	施策指標①(成果指標)	居宅介護等の利用時間数(時間/月)	4,581	5,011	5,225	5,512	5,512	5,512	
	施策指標②(成果指標)	移動支援事業の利用時間数(時間/月)	1,852	2,110	1,854	2,321	2,321	2,321	
	施策指標③(成果指標)	地域活動支援センター(Ⅱ型)利用者数(人/月)	219	230	195	250	250	250	
	施策指標④(成果指標)	コミュニケーション支援事業利用者数(人/月)	13	15	15	15	15	15	
コストの推移(単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		1,491,676	1,792,751	1,757,764	1,904,572	2,010,637		
	歳入(b)	受益者負担額							
		国や県からの補助金その他	554,829	1,422,182	1,158,653	1,448,906	1,631,070		
	(a)-(b)=一般財源		936,847	370,569	599,111	455,666	379,567		
	正職員	従事者数(単位:人)	10.85	11.80	12.00	11.50	11.55		
		人件費(c)	67,964	73,195	74,436	71,335	71,645		
	トータルコスト(a)+(c)		1,559,640	1,865,946	1,832,200	1,975,907	2,082,282		

5. 施策の評価						
有効性の評価	この施策の成果の達成度はどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	成果向上の可能性はどうか	1	1 十分ある	2 ある程度ある	3 あまりない	4 ない
	説明	サービスの利用時間数は、障がい者の増加に伴い増えている。市としては、法律や要綱等に基づき、公平で平等な制度実施に努めてきた。福祉サービスを実施することで、障がいのある人が、必要な支援を自らの意思で受けることができるよう、制度の周知と親切で丁寧な窓口対応や電話対応に努め、障がいのある方の自立支援を確実に進めてきた。				
	市政全般に対する貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	説明	障がい者数が増加する中で、障がいのある人の人権を守り、また虐待等を防止することは、基本的人権の根幹にかかわることであり、非常に重要なことである。				
6. 施策の課題						
この施策の課題	障がい者数の増加により、障がい福祉サービスの利用件数も増えているが、その分それに係る費用も年々増加している状況である。 また、障がい者虐待に対する取組みや成年後見制度の適用などは、今後さらにケースが増えていくことが予測される。					
7. 次年度以降の施策の方向性						
総合評価 1次評価	次年度以降の方向性	1	1 強化する	2 維持する	3 縮小する	
	説明	障がい者数が増加しているとともに、障がい者に対する虐待になりかねないケースも増えてきている。障がいのある人の基本的人権を守るために、当該施策を強化しなければならない。				
総合評価 2次評価	次年度以降の方向性		1 強化する	2 維持する	3 縮小する	
	説明					
8. 構成事業の方向性 (それぞれの事務事業における今後の最適手段を検証する)						
1次評価	説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉窓口業務については、親しまれ信頼される市役所を目指して、サービスの向上に努める。</li> <li>障がい者相談支援事業については、スムーズな利用につなげることができるよう継続する。</li> <li>障がい者生活支援事業については、制度に基づき、利用者にとって使いやすい制度にすることも含めて継続する。</li> <li>障がい者自立支援医療事業については、制度に基づき、確実に実施していく。</li> <li>障がい者手当給付事務については、制度に基づき、確実に実施していく。</li> <li>障害福祉サービス給付事業については、制度に基づき、利用者にとって使いやすい制度にすることも含めて継続する。</li> <li>障がい者人権擁護事業については、今後需要が増していくことも予測され、拡大していく。</li> <li>心身障がい者医療事業については、自立支援体制の充実のため、継続。また、対象者の検討も必要と思われる。</li> <li>精神障がい者医療事業については、自立支援体制の充実のため、継続。</li> </ul>				
2次評価	説明					

9. 施策を構成するそれぞれの事務事業の評価

※下記評価の解説

- ・貢献度一事務事業評価の結果をもとに、この施策での貢献度(重要度)を絶対評価で示しています。  
(a: 不可欠かつ施策の中核をなす事業、b: 不可欠な事業、c: 不可欠ではないが実施が望ましい事業、d: あまり有効ではない事業)
- ・方向性一事務事業評価の結果をもとに、この施策からみた各事務事業の今後の方向性を絶対評価で示しています。  
(拡大する、見直ししながら続ける、縮小する、廃止又は休止する、完了する)
- ・優先度(ソフト事業(任意)のみ)―施策内での事務事業の優先度を相対評価で示しています。  
(優先度が高い順に A、B、C、D)

(ソフト事業、内部管理・維持管理事業)

課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
障がい福祉課	○	ソフト 義務	各種障がい者福祉制度の相談、申請受付、手帳・受給者証等の交付、説明、相談など。	10,971	2	b	見直しな がら続け る	C
障がい福祉窓口業務		ソフト 任意						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
障がい福祉課	○	ソフト 義務	・障がい者生活支援センター職員による相談 身体・知的・精神障がい者の相談支援を行って いる。 ・ピア・カウンセリング(月2回) 同じ障がい者からのアドバイスが有効であること から実施している。 ・身体、知的障がい者相談員による相談 身体、知的障がい者の厚生援護に関し、相談員 が本人又は保護者等からの相談に応じ必要な 指導、助言を行っている。	7,743	2	b	見直しな がら続け る	
障がい者相談支援事業		ソフト 任意						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
障がい福祉課	○	ソフト 義務	コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付事業 移動支援事業 福祉ホーム 訪問入浴サービス事業 更生訓練費給付事業 日中一時支援事業 生活サポート事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 小児慢性特定疾患児・難病患者日常生活用具 給付 障がい福祉計画	84,000	2	a	見直しな がら続け る	
障がい者生活支援事業		ソフト 任意						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
障がい福祉課	○	ソフト 義務	<更生医療> 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障が い者で、その障がいを除去・軽減する手術等の 治療によって確実に効果が期待できるものに対 して提供される更生のために必要な医療費の一 部を助成する。 <育成医療>(H25~) 身体に障がいを持つ児童がその障がいを軽減 又は除去する手術等に要する費用の一部を助 成する。	127,897	2	b	見直しな がら続け る	
障がい者自立支援医療 事業		ソフト 任意						

課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
障がい福祉課	○	ソフト 義務	特別障害者手当:(26,260円/月) 20歳以上の在宅の重度障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者に対する手当	44,647	2	b	見直しなが ら続ける	
障がい者手当給付事務		ソフト 任意	障害児福祉手当:(14,280円/月) 20歳未満の在宅の重度障がい者で常時介護を必要とする者に対する手当 経過的福祉手当:(14,280円/月) 重度障がい者による経過措置による手当 申請により支給決定し、以後は毎年7月に現況届により更新決定する。(所得制限有) 年に4回給付する。					
障がい福祉課	○	ソフト 義務	<介護給付> 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援・療養介護・生活介護・共同生活介護・施設入所支援 <訓練等給付> 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助 <補装具> <障害児通所給付費等> 障害児通所給付費・特例障害児通所給付費・高額障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費 <橿原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業> 他	1,332,106	2	b	見直しなが ら続ける	
障害福祉サービス給付事業		ソフト 任意	内部管理・維持管理					
障がい福祉課	○	ソフト 義務	・成年後見制度 知的障がい者や精神障がい者に対し、費用負担が困難な場合、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する。 ・障害者虐待防止法 虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組む。 ・地域自立支援協議会 保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス事業者や民間団体等とのネットワーク化を図り、専門的・継続的な支援体制を構築する。	68	2	b	拡大する	
障がい者人権擁護事業		ソフト 任意	内部管理・維持管理					
保険医療課	○	ソフト 義務	医療機関で受診する際に、窓口で自己負担額を支払ってもらい、約3ヶ月後に一部負担金(通院500円/月、入院1,000円/月(ただし、14日未満の入院は500円/月))を差し引いた金額を振り込み、心身障がい者の医療費の負担を軽減する。	137,786	2	b	見直しなが ら続ける	A
心身障害者医療事業		ソフト 任意	内部管理・維持管理					
保険医療課	○	ソフト 義務	自立支援医療(精神通院医療)を利用して医療機関等を受診する際に、窓口で医療費の1割又は自己負担上限額までの自己負担額を支払った後、助成金の交付を申請してもらい、申請から1~3ヶ月後に一部負担金(月500円)を差し引いた金額を振り込み、精神障害者の医療費の負担を軽減する。	12,546	2	b	見直しなが ら続ける	B
精神障害者医療事業		ソフト 任意	内部管理・維持管理					

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年6月7日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	障がい福祉窓口業務								
担当課名	障がい福祉課				課長名	小路 一樹			
総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち						
	施策	9	障がい者自立支援体制の充実						
予算事業名	厚生福祉事業費								
事業の開始年度	平成	—	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度		
対象	障がい者福祉制度の申請や相談のある方			事業の内容説明	各種障がい者福祉制度の相談、申請受付、手帳・受給者証等の交付、説明、相談など。				
事業の目的	障がい者福祉制度の案内・説明を行い申請を受けつけることで、必要な制度利用を促し、自立や社会参加の促進を図る。								
<b>妥当性評価</b> この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業					
	説明	多くの制度が法律や奈良県条例などで実施が規定されている。							
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない				
		説明	やめられない、やめると重大な影響が生じる。						
<b>DO実施</b>	指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
	成果指標	自立支援医療(精神通院)申請件数		1,313	1,417	1,521	1,600	1,650	1,800
	活動指標①	身体障害者手帳申請件数		772	815	859	900	940	980
	活動指標②	有料道路割引申請件数		864	870	753	800	840	960
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
		歳出(直接事業費)(a)		13,750	3,050	10,971	12,914	12,914	
		歳入(b)	受益者負担額						
			国県補助金等その他						
		(a) - (b) = 一般財源		13,750	3,050	10,971	12,914	12,914	
正職員		従事者数(単位:人)		1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	
		人件費(c)		9,396	9,305	9,305	9,305	9,305	
トータルコスト(a)+(c)		23,146	12,355	20,276	22,219	22,219			
単位当たりコスト	計算式等								
備考(これまでの実績等)									



CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	件数の増加は、高齢化に伴う身体障がい者数の増加や精神科受診が一般に普及してきたことによるものと思われる。						
	上位施策への貢献度はどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	障がい者福祉制度が拡大、複雑化していく中で、ニーズにあったサービス提供には、説明や案内がより重要になってきている。						
効率性評価 経費削減は可能か			1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	説明	申請件数・窓口事務量の増加に伴って窓口職員を充実させる必要があり、経費削減は難しいところもあるが、臨時職員と正職員との業務分担を見直すことにより経費削減につながる可能性もある。							
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	障がい福祉課の窓口は建物の構造上狭く、来庁者同士の間にはセパレートのようなものもないため、プライバシー保護に問題がある。抜本的な解決には時間がかかるため、とりあえず、セパレートのようなものの設置を検討する。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	B		
			4 廃止又は休止する	5 完了する					
	説明	申請者の増加、福祉制度の拡大・複雑化に対応できるよう必要な窓口体制を構築していく。							

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年5月31日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業							
事務事業名		障がい者相談支援事業									
担当課名		障がい福祉課			課長名		小路 一樹				
総合計画の位置付け		目指す都市像		2		福祉と健康づくりで明るいまち					
		施策		9		障がい者自立支援体制の充実					
予算事業名		障害者地域生活支援事業費									
事業の開始年度		平成		15		年度					
						事業の終了予定年度					
						平成					
						年度					
PLAN 計画	対象	市内に住所を有する障がい者及びその家族				事業の内容説明					
	事業の目的	障がい者生活支援センター職員による相談やピア・カウンセリング以外に、相談支援体制の充実と機能強化のため、平成24年度から身体、知的障がい者相談員を15人委嘱している。当事業は、障がい者やその親族からの相談に応じて、必要な情報提供や援助を行うことにより、不安を軽減し、自立もしくは充実した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。									
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者生活支援センター職員による相談</li> <li>身体・知的・精神障がい者の相談支援を行っている。</li> <li>ピア・カウンセリング(月2回)</li> </ul> 同じ障がい者からのアドバイスが有効であることから実施している。									
		<ul style="list-style-type: none"> <li>身体、知的障がい者相談員による相談</li> <li>身体、知的障がい者の厚生援護に関し、相談員が本人又は保護者等からの相談に応じ必要な指導、助言を行っている。</li> </ul>									
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務		法律等(条例を除く)で義務付けられた事業						
			2 任意		公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業						
			3 任意		市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業						
	説明		障害者自立支援法第77条にて市町村事業として、地域生活支援事業が定められている。相談支援事業は、第1項第1号に該当する。								
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい		2 ある程度はある		3 克服できる範囲内		4 ほとんどない			
		説明									
		各種サービスの申請等に福祉事務所に来られた際に、同じ建物内に相談窓口があることで、早い対応や質の高い相談対応が出来る。									
DO 実施	指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	成果指標	障がい者生活支援センター相談件数(件)			9,142	3,900	3,799	3,900	4,000	4,200	
	活動指標①	障がい者生活支援センター相談件数(件)			9,142	3,900	3,799	3,900	4,000	4,200	
	活動指標②										
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み		
		歳出(直接事業費)(a)			7,646	7,760	7,743	7,862	7,862		
		歳入(b)	受益者負担額								
			国県補助金等その他								
		(a) - (b) = 一般財源			7,646	7,760	7,743	7,862	7,862		
正職員		従事者数(単位:人)			2.20	2.20	2.20	1.50	1.50		
		人件費(c)			13,781	13,647	13,647	9,305	9,305		
トータルコスト(a)+(c)			21,427	21,407	21,390	17,167	17,167				
単位当たりコスト	計算式等										
備考(これまでの実績等)											

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	頻繁な制度の変更により、障がい者やその家族には不安も大きく、制度やサービスの説明を求められることも多い。そうしたニーズにも十分な対応が来ている。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	適切なサービスは、当事者の状況を把握してこそ可能である。相談支援はその入口となるものであり、自立支援体制の充実には必要不可欠である。						
評価	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	説明	人的なコストが大半であり、相談件数の増加、きめ細やかな対応のためには、更なる増員が必要なことから、コストの低減余地はあまりない。							
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	障がい者やその親族である当事者にとって、最も頼りとするのは様々な支給決定を行う福祉事務所(市)であるため、市が一定の相談事業を行うことは有効である。相談支援事業は、精神の相談も増加傾向にあり、障がい種別を問わず、さらなる相談窓口の充実の検討が必要である。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	-		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	当事業は、障がい者の生活上の不安を取り除き、適切なサービスを提供するきっかけでもあり、見直しと強化が必要である。特に相談対応職員のスキルアップが必要のため、学んだことの情報交換に努める。				



平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年5月31日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業						
事務事業名	障がい者生活支援事業									
担当課名	障がい福祉課			課長名	小路 一樹					
総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち							
	施策	9	障がい者自立支援体制の充実							
予算事業名	障害者地域生活支援事業									
事業の開始年度	平成	18	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度			
対象	市内に住所を有する障がい者			事業の内容説明	コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付事業 移動支援事業 福祉ホーム 訪問入浴サービス事業 更生訓練費給付事業 日中一時支援事業 生活サポート事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 小児慢性特定疾患児・難病患者日常生活用具給付 障がい福祉計画					
事業の目的	<地域生活支援> 障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事により、福祉と健康の増進を図る。 <障がい福祉計画>※3年毎の見直し 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備等が計画的に図られるようにする事を目的としている。(次回H26年度計画)									
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業						
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業						
3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業									
	説明	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条にて市町村事業として地域生活支援事業が定められているため。								
この事業を行うことは妥当か	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない				
		説明	当事者及び家族の生活に多大な支障を生ずる							
指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
成果指標	手話通訳者・要約筆記者派遣延人数			199	205	216	220	225	240	
活動指標①	移動支援利用者数			154	135	206	208	210	216	
活動指標②	日常生活用具給付者数			1,101	1,200	1,144	1,200	1,200	1,200	
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み		
	歳出(直接事業費)(a)			86,778	81,699	84,000	91,318	94,908		
	歳入(b)	受益者負担額								
		国県補助金等その他			59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	
	(a) - (b) = 一般財源			27,278	22,199	24,500	31,818	35,408		
	正職員	従事者数(単位:人)			1.00	1.95	1.95	1.95	1.95	
		人件費(c)			6,264	12,096	12,096	12,096	12,096	
	トータルコスト(a)+(c)			93,042	93,795	96,096	103,414	107,004		
単位当たりコスト	計算式等									
備考(これまでの実績等)	地域生活支援事業補助率:国1/2・県1/4(上限70,000,000円)の為、事業分按分して算出									

PLAN  
計画

DO  
実施

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
		説明	当事務事業に含まれる各事業は利用条件に該当する者も限られるために利用が一概に向上するものではないが、利用人数は増加傾向にある。				
	上位施策 への貢献 度はどう か	4	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	
		説明	障がいのある人が、必要な支援を受けることにより自立と社会参加を促進する事につながる。				
評価	効率性評価	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	
	経費削減は可能か	説明	コストの低減は単価引き下げか利用者負担割合の引き上げしかない。単価を引き下げた場合、委託契約を締結できない事業所が多く想定され、事業が維持できない。利用者負担の引き上げは、国が決定する障害福祉サービスの自己負担が引き下げの傾向にあり、困難である。				
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	障がい者の施策として、国は「地域生活を推進」市は「自立支援体制の充実」を挙げている。障がい者が在宅にて自立した生活を送るための一助として地域生活支援事業は不可欠なものである。今後、利用状況や社会情勢等を鑑み必要に応じて制度のあり方を見直していく。					
	どんなことが期待できるか(効果)						
修正 行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	-
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	単価や加算、自己負担等の見直しを検討し、受入れ事業所等の充実を図る。持続可能な事業の実施を目指す。		

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年5月31日)

○		ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業					
PLAN 計画	事務事業名	障がい者自立支援医療事業									
	担当課名	障がい福祉課			課長名	小路 一樹					
	総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち							
		施策	9	障がい者自立支援体制の充実							
	予算事業名	障害者自立支援事業									
	事業の開始年度	平成	18	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度			
	対象	障害者総合支援法に基づき、身体に障害をもつ者(児)が、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できるもの			事業の内容説明	<更生医療> 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される更生のために必要な医療費の一部を助成する。 <育成医療>(H25~) 身体に障害を持つ児童がその障害を軽減又は除去する手術等に要する費用の一部を助成する。					
	事業の目的	経済的な負担を軽くし、必要な医療を受けることにより、日常生活や社会生活を送るうえでの能力の回復または向上、獲得することを目的とする。									
	この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業						
				2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業						
3 任意				市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業							
	説明	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条による。									
	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない					
		説明	義務である。								
DO 実施	指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み		
	成果指標	更生医療支給決定数			305	350	357	400	440	560	
	活動指標①	育成医療支給決定数(25年度新規事業)			—	—	—	74	75	75	
	活動指標②										
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み		
		歳出(直接事業費)(a)			160,345	195,339	127,897	154,956	169,396		
		歳入(b)	受益者負担額								
			国県補助金等その他			118,757	144,900	95,769	115,875	126,750	
		(a) - (b) = 一般財源			41,588	50,439	32,128	39,081	42,646		
正職員		従事者数(単位:人)			0.85	0.85	0.85	1.15	1.15		
		人件費(c)			5,324	5,273	5,273	7,133	7,133		
トータルコスト(a)+(c)			165,669	200,612	133,170	162,089	176,529				
単位当たりコスト	計算式等										
備考(これまでの実績等)	更生医療+育成医療補助金実績により算出										

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	経済的負担が軽くなることにより医療を受けやすくなり、その治療効果により自立した生活へとつながる。							
	上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い				
		説明	身体機能の回復は自立生活への基本である。							
評価	効率性評価	1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる				
	経費削減は可能か	説明	医療費は診療報酬により規定されており市独自の低減は不可能。							
ACTION	具体的にどうする ことにより(手段)	自立支援医療を必要としている者への情報提供と適切な制度利用により、障害者(児)が自立した生活を営む事が可能になる。								
	どんなことが期待 できるか(効果)									
修正 行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかつける	3 縮小する	課内 優先 度	-			
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	自立支援医療費の低減は難しいが、制度を利用後自立した生活を営む事が出来れば、介護給付等サービスの利用減少につながり、しいては市全体の支出低減につながる。					

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月11日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	障がい者手当給付事務							
担当課名	障がい福祉課		課長名	小路 一樹				
総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち					
	施策	9	障がい者自立支援体制の充実					
予算事業名	特別障がい者手当等給付事業費							
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成			
対象	常時介護を必要とする在宅の重度の障がい者		事業の内容説明	特別障害者手当:(26,260円/月) 20歳以上の在宅の重度障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者に対する手当 障害児福祉手当:(14,280円/月) 20歳未満の在宅の重度障がい者で常時介護を必要とする者に対する手当 経過的福祉手当:(14,280円/月) 重度障がい者による経過措置による手当 申請により支給決定し、以後は毎年7月に現況届により更新決定する。(所得制限有) 年に4回給付する。				
事業の目的	在宅の重度障がい者に対し、手当を給付することにより、障がいのために生じる負担を軽減し、重度障がい者の福祉の向上を図る。							
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
		説明	2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
やめた場合の影響は	説明		3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業				
		1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない		
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第38条の2 により委任された事業。現行の制度及び事業の内容から役割分担は不可能である。						
		全国一律で実施している事業であり、手当が当事者家族の生計維持に不可欠なケースも多いため、取りやめることは極めて困難である。						
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
			実績	計画	実績	見込み	見込み	
成果指標	給付件数(①+②)+経過的福祉手当給付数)		1,787	1,827	2,106	2,266	2,426	
活動指標①	特別障害者手当給付数		1,065	1,085	1,186	1,286	1,386	
活動指標②	障害児福祉手当給付件数		722	742	802	862	922	
DO 実施	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		40,696	43,472	44,647	47,962	47,962	
	歳入(b)	受益者負担額						
		国県補助金等その他		27,122	32,604	33,228	35,761	36,000
	(a) - (b) = 一般財源		13,574	10,868	11,419	12,201	11,962	
	正職員	従事者数(単位:人)		0.40	0.40	0.40	0.35	0.40
		人件費(c)		2,506	2,481	2,481	2,171	2,481
	トータルコスト(a)+(c)		43,202	45,953	47,128	50,133	50,443	
単位当たりコスト	計算式等							
備考(これまでの実績等)								



CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	3	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	障がい者世帯における経済面での支援効果は大きく、生活の向上にも役立っている。							
	上位施策 への貢献 度はどう か	3	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い				
		説明	重度障がい者の介護には肉体的にも経済的にも負担がかかる。手当から障害福祉サービスの利用者負担を捻出しているケースもあり、在宅サービスの利用等を通じて自立支援体制の充実に貢献している。							
評価	効率性評価		1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か		説明	手当は法により定められた金額、基準であるため、市に裁量はない。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)		受給資格の認定を含め、手当の支給は制度の円滑な運用のために福祉事務所長に委任されている。施設への入所や入院状況(3ヶ月超の入院)により支給が停止されるが、特に入院の状況把握は困難である。認定には統一の基準があるが、結果として福祉事務所間でばらつきがないように努めなければならない。そのためには、個々のケースにおいて他の福祉事務所とも連絡をとりながら調整することが必要となる。							
	どんなことが期待できるか(効果)									
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性		2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	B		
			4 廃止又は休止する	5 完了する						
		説明	受給対象者が申告漏れのないように、制度の説明にも重点をおいて対応する。							

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年5月31日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	障害福祉サービス給付事業							
担当課名	障がい福祉課		課長名	小路 一樹				
総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち					
	施策	9	障がい者自立支援体制の充実					
予算事業名	障害者自立支援事業費・障害児支援事業							
事業の開始年度	平成	18	年度	事業の終了予定年度	平成 ー 年度			
対象	0歳から64歳の障害者手帳(身体・精神・療育)所持者、自立支援医療精神通院受給資格者及び発達に障害のある児		事業の内容説明	<介護給付> 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援・療養介護・生活介護・共同生活介護・施設入所支援 <訓練等給付> 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助 <補装具> <障害児通所給付費等> 障害児通所給付費・特例障害児通所給付費・高額障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費 <檀原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業> 他				
事業の目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行い福祉の増進を図る。							
妥当性評価	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
この事業を行うことは妥当か	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない		
		説明	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく					
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
			実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	介護給付費等(人)		10,076	9,368	9,777	1,075	1,182	1,500
活動指標①	補装具費(人)		243	265	288	320	320	320
活動指標②	障害児通所給付費等(人)		—	2,980	2,554	2,809	3,090	4,100
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		1,040,051	1,313,246	1,332,106	1,429,941	1,503,403	
	歳入(b)	受益者負担額						
		国県補助金等その他	291,836	1,125,545	900,149	1,167,905	1,327,702	
	(a) - (b) = 一般財源		748,215	187,701	431,957	262,036	175,701	
	正職員	従事者数(単位:人)	2.55	2.55	2.55	2.85	2.85	
		人件費(c)	15,973	15,818	15,818	17,679	17,679	
	トータルコスト(a)+(c)		1,056,024	1,329,064	1,347,924	1,447,620	1,521,082	
単位当たりコスト	計算式等							
備考(これまでの実績等)	歳入については補助金申請にかかる実績より算出							

PLAN 計画

DO 実施

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	当事務事業に含まれる各事業は利用条件に該当する者も限られるために利用が一概に向上するものではないが、利用人数は増加傾向にある。							
	上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い				
		説明	障害者若しくは障害児が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる一助となる。							
評価	効率性評価		1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か		説明	国の報酬規定であり、制度利用を抑制する方法しかない。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)		①入口となる相談体制の充実からサービス利用までの円滑な支援の構築。 ②社会資源の利用及び発掘を含めた障害者(児)支援。 ③個々に応じた支給内容及び量を勘案し、必要な障害福祉サービスの支給決定を行う。 等 以上の事により障害者の自立を促し、安心して地域で社会生活を営む事を支援する。							
	どんなことが期待できるか(効果)									
修正行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性		2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	-		
			説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	障がい福祉サービスの根幹をなす部分であり、障がい者一人ひとりの状況も勘案し適切な支給に努める。 平成25年度より檀原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を創設している。				

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年5月31日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	障がい者人権擁護事業							
担当課名	障がい福祉課			課長名	小路 一樹			
総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち					
	施策	9	障がい者自立支援体制の充実					
予算事業名	障害者地域生活支援事業							
事業の開始年度	平成	14	年度	事業の終了予定年度	平成 年度			
対象	障がい者		事業の内容説明	・成年後見制度 知的障がい者や精神障がい者に対し、費用負担が困難な場合、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する。 ・障害者虐待防止法 虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組む。 ・地域自立支援協議会 保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス事業者や民間団体等とのネットワーク化を図り、専門的・継続的な支援体制を構築する。				
事業の目的	障害のある人が悩みや生活上の課題を解決できるよう、相談体制の充実を図るとともに、判断能力に不安がある人に、成年後見制度の利用を促進する。また、障がいのある人への虐待防止に向けて、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されており、市民への周知を図る。地域自立支援協議会の活性化に努め、身近な相談体制の充実を図る。							
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業				
	説明	成年後見制度は、障害者自立支援法第77条にて市町村事業として、地域生活支援事業が定められており、障害者自立支援法89条の2にて自立支援協議会の設置が認められている。						
	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない		
		説明	義務である。					
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
			実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	成年後見制度利用者数(人)		4	1		2	3	4
活動指標①								
活動指標②								
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		203	380	68	670	670	
	歳入(b)	受益者負担額						
		国県補助金等その他						
	(a) - (b) = 一般財源		203	380	68	670	670	
	正職員	従事者数(単位:人)		1.10	1.10	1.10	0.75	0.75
		人件費(c)		6,890	6,823	6,823	4,652	4,652
	トータルコスト(a)+(c)		7,093	7,203	6,891	5,322	5,322	
単位当たりコスト	計算式等							
備考(これまでの実績等)								

PLAN 計画

DO 実施

CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	成年後見制度の利用数や障がい者虐待の件数は少ない。しかし、成年後見制度は、将来的に利用人数は増加すると思う。地域自立支援協議会については、十分に成果は向上している。						
	上位施策への貢献度はどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	障がいのある人が、必要な支援を受けることにより、自立と社会参加を促進する事につながる。						
評価	効率性評価	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	予算自体が低予算であり、コストを低減させると事業が維持出来ない。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	成年後見制度は、精神障がい者や知的障がい者も保護の対象とする制度であり、「いわゆる親なき後の障がい者」のことを考慮にいれて創設された制度であり、また、障害者虐待防止についても人権的な問題で、必要不可欠な事業である。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	-		
		4 廃止又は休止する	5 完了する						
	説明	今後も、必要な事業として実施していく。							



平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業	
事務事業名	心身障害者医療事業						
担当課名	保険医療課			課長名	酒井 常也		
総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち				
	施策	9	障がい者自立支援体制の充実				
予算事業名	心身障害者医療助成事業費						
事業の開始年度	平成	—	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度
対象	後期高齢者医療制度加入者を除く身体障害者手帳1・2級又は療育手帳の障害の程度が中度以上の方			事業の内容説明	医療機関で受診する際に、窓口で自己負担額を支払ってもらい、約3ヶ月後に一部負担金(通院500円/月、入院1,000円/月(ただし、14日未満の入院は500円/月))を差し引いた金額を振り込み、心身障がい者の医療費の負担を軽減する。		
事業の目的	心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図り、障がい者の自立支援体制の充実を目指すとともに、医療費の負担軽減を図る。						
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業			
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業			
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業			
	説明	県の助成事業補助金交付要綱に基づいて、市で「榎原市心身障害者医療費の助成に関する条例」を設けて、対象者に助成金を支給するよう規定されている。利用者にとって身近な市役所が助成をすることにより、心身障がい者の健康保持、福祉の増進を図ることができる。					
	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない	
	説明		心身障がい者の医療費助成を取りやめれば、医療機関等を受診する際の自己負担額が大きくなり、心身障がい者の健康保持、福祉の増進を図れなくなる恐れがある。				
指標の推移	名称及び単位等	23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
		実績	計画	実績	見込み	見込み	
成果指標	心身障害者医療費助成額(千円)	128,554	134,000	135,366	149,149	155,563	176,506
活動指標①	助成件数(件)	23,382	24,373	28,843	27,373	28,550	32,393
活動指標②	受給対象者数(人)	1,189	1,239	1,210	1,333	1,391	1,578
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み
	歳出(直接事業費)(a)		130,489	136,014	137,786	145,094	157,783
	歳入(b)	受益者負担額	0	0	0	0	0
		国県補助金等その他	52,171	54,133	64,111	63,365	73,677
	(a) - (b) = 一般財源		78,318	81,881	73,675	81,729	84,106
	正職員	従事者数(単位:人)	0.65	0.65	0.80	0.80	0.80
		人件費(c)	4,072	4,032	4,962	4,962	4,962
	トータルコスト(a)+(c)		134,561	140,046	142,748	150,056	162,745
単位当たりコスト	トータルコスト/活動指標②(円)	113,171	113,031	117,974	112,570	116,999	
備考(これまでの実績等)							

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	助成額、助成件数は増加しており、本事業の必要性は高いと考えられる。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	心身障がい者の医療費助成を行うことにより、経済的負担を軽減し、障がい者の自立支援体制の充実に貢献できる。						
評価	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
		説明	本事業は、市のコストを下げることにより市民サービスの向上が図れるような事業ではなく、健常者よりも医療費が多くかかる心身障がい者の受診にかかる自己負担をできるだけ低く抑えることにより、障がい者の自立支援体制を充実していくことを目指しているため、助成額を少なくすれば利用者の負担を大きくすることになり、福祉の後退と言われかねない。ただ、事務処理の内容を見直すことができれば、いくらかはコスト削減を図れると思われる。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	現在年4回送付している助成金支給決定通知の送付回数や年1回行っている受給資格更新事務の処理内容を見直すことができれば、事務処理に係るコストを削減することができると思われる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかつける	3 縮小する	課内優先度	B		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	障がい者の自立支援体制の充実のためには、本事業は継続していくことが必要と思われる。また、対象者の検討も必要と思われる。				

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	精神障害者医療事業								
担当課名	保険医療課				課長名	酒井 常也			
総合計画の位置付け	目指す都市像	2	福祉と健康づくりで明るいまち						
	施策	9	障がい者自立支援体制の充実						
予算事業名	精神障害者医療費助成事業費								
事業の開始年度	平成	—	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度		
対象	自立支援医療(精神通院医療)の対象者			事業の内容説明	自立支援医療(精神通院医療)を利用して医療機関等を受診する際に、窓口で医療費の1割又は自己負担上限額までの自己負担額を支払った後、助成金の交付を申請してもらい、申請から1~3月後に一部負担金(月500円)を差し引いた金額を振込み、精神障害者の医療費の負担を軽減する。				
事業の目的	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、公費負担を受けている精神障がい者の医療費の一部を助成することにより医療費の負担を軽減し、精神障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る。								
<b>妥当性評価</b> この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業					
	説明	県の助成事業補助金交付要綱に基づいて、市で「檀原市精神障害者医療費助成事業実施要綱」を設けて、対象者に助成金を支給するよう規定されている。利用者にとって身近な市役所が助成をすることにより、精神障がい者の健康保持、福祉の増進を図ることができる。							
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない				
説明	精神障がい者の医療費助成を取りやめれば、医療機関等を受診する際の自己負担額が大きくなり、精神障がい者の健康保持、福祉の増進を図れなくなるおそれがある。								
指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	精神障害者医療費助成額(千円)			10,926	11,000	11,794	13,910	14,884	18,234
活動指標①	利用者数(人)			1,054	1,061	1,118	1,319	1,411	1,728
活動指標②									
DO 実施 コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)			11,718	11,791	12,546	13,855	15,739	
	歳入(b)	受益者負担額			0	0	0	0	
		国県補助金等その他			5,443	5,500	5,896	6,500	7,441
	(a) - (b) = 一般財源			6,275	6,291	6,650	7,355	8,298	
	正職員	従事者数(単位:人)			0.60	0.60	0.65	0.65	0.65
		人件費(c)			3,758	3,722	4,032	4,032	4,032
	トータルコスト(a)+(c)			15,476	15,513	16,578	17,887	19,771	
単位当たりコスト	トータルコスト/活動指標①(円)			14,683	14,621	14,828	13,561	14,012	
備考(これまでの実績等)									

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	助成額、助成件数は増加しており、本事業の必要性は高いと考えられる。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	精神障がい者の医療費助成を行うことにより、経済的負担を軽減し、障がい者の自立支援体制の充実に貢献できる。						
評価	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
		説明	本事業は、市のコストを下げることにより市民サービスの向上が図れるような事業ではなく、健常者よりも医療費が多くかかる精神障がい者の受診にかかる自己負担をできるだけ低く抑えることにより、障がい者の自立支援体制を充実していくことを目指しているため、助成額を少なくすれば利用者の負担を大きくすることになり、福祉の後退と言われかねない。ただ、事務処理の内容を見直すことができれば、いくらかはコスト削減を図れると思われる。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	現在年4回送付している助成金支給決定通知の送付回数を見直すことができれば、事務処理に係るコストを多少低減させることはできる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかつける	3 縮小する	課内優先度	D		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	精神障がい者の自立支援体制の充実のためには、本事業は継続していくことが必要と思われる。				